

上寺浄水場再構築業務 優先交渉権者決定基準

第1 優先交渉権者決定の手順

1 趣旨

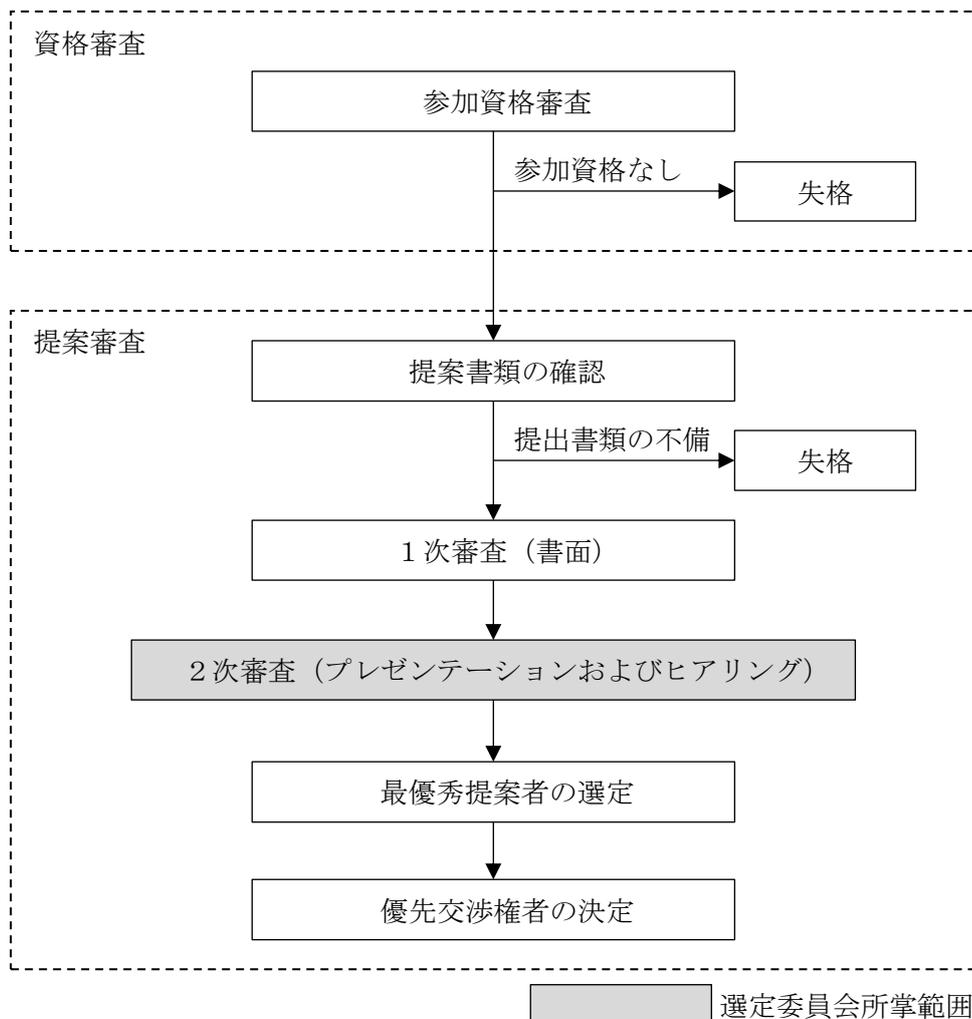
本優先交渉権者決定基準は、宍粟市（以下「市」という。）が計画している上寺浄水場再構築業務（以下、本業務という。）の受託者（以下「事業者」という）の募集・選定を行うに当たって、提案に参加しようとする者を対象に交付する募集要項と一体のものである。

優先交渉権者決定基準は、優先交渉権者を選定するに当たって、応募者のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価・選定するための方法及び基準等を示し、応募者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

最優秀提案の選定に当たっての審査は、公平性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価等を行うために設置している「上寺浄水場再構築業務に係る宍粟市プロポーザル選定委員会」（以下「選定等委員会」という。）において行う。

2 優先交渉権者決定までの審査手順の概要

本業務における事業者の選定は、提案内容及びその実現可能性により優先交渉権者を決定する公募型プロポーザル方式に基づき、次の手順で実施する。



3 審査手順

(1) 資格審査

市は、応募者から提出される参加資格審査に関する書類をもとに、応募者が満たすべき参加資格要件及び業務遂行能力について確認し、確認の結果を代表企業に対して通知する。応募資格を満たさない場合は、失格とする。

(2) 提案審査

ア 提案書類の確認

市は、応募者に求めた提案書類がすべて揃っていることを確認する。提出書類が不備の場合は、失格とする。

イ 提案審査

委員会は、応募者から提出された提案書類の各様式に記載された内容について審査（プレゼンテーション及び質疑応答を含む）を行い、審査項目ごとに得点を付与する加点審査により評価を行う。

ウ 最優秀提案者の選定

委員会は、提案審査における評価点の最も高い提案を最優秀提案として選定する。

エ 優先交渉権者の決定

市は、委員会の審査結果をもとに優先交渉権者を決定する。

第2 提案審査における点数化方法

1 提案審査の配点

提案審査は、加点審査により実施することとし、その配点及び点数化方法については、市が本事業に対して応募者の創意工夫を期待する度合いを勘案して次のとおりとする。

*事業方針に関する事項

審査項目	評価の視点	配点
①事業コンセプト (基本方針)	<ul style="list-style-type: none">本市の現状や課題を踏まえて、本事業の目的や特性を十分に理解したうえで、事業全体のコンセプトが示されているか。事業期間を通じサービス水準の向上を図りつつ、安定的かつ継続的に事業の実施に取り組む方針が示されているか。事業の実施において、市水道事業の財政基盤強化の達成につながる考え方や方針等が提案されているか。	30点
②実施体制・経営 マネジメント	<ul style="list-style-type: none">応募者の専門性や実績等を活かした役割分担、人員配置、連携・協力・補完体制が示されているか。市との連携・報告・連絡を確実に実施できる方策が提案されているか。提案内容を着実に実行しうる資本力（ヒト・モノ・カネ）を備えているか。事業継続のための業務マネジメント手法について提案されているか。	30点
③スケジュール	<ul style="list-style-type: none">募集要項に記載の事業スケジュールを詳細化した、実現可能なスケジュールが提案されているか。基本計画の策定業務において、関係部署やステークホルダーに対し報告が出来る事業スケジュールとなっているか。事業価値が最大化されるような事業期間となっているか。	15点
④地域貢献	<ul style="list-style-type: none">地域経済への貢献に関する取り組みが提案されているか。	5点
合 計		80点

* 事業計画に関する事項

審査項目	評価の視点	配点
① 想定事業範囲・事業内容	・ 提案される事業範囲・内容が市の目的と合致しており、「宍粟市水道ビジョン」に掲げる目標の達成に寄与するものか。	30点
② 想定事業費用	・ 提案内容に即した妥当な事業費用になっているか。 ・ 事業費用の負担方法が、市水道事業の財政的課題の解決に寄与するものか。	40点
合 計		70点

* 再構築に関する事項

審査項目	評価の視点	配点
① 設備機能	・ 事業コンセプトを踏まえた設備機能が具体的に提案されているか。 ・ 既存施設や関連施設の状況を踏まえた提案になっているか。 ・ 水供給の安全性や安定性が考慮されているか。	25点
② 事業の手法 ・ スキーム	・ 応募者の実績・知見を踏まえた工夫がなされているか。 ・ 官民の適切なリスク分担を前提とした事業スキームが提案されているか。 ・ 事業の実施方法や契約スキームが効果的で実現性の高いものになっているか。 ・ 非常時対応等の方策が示されているか。	25点
合 計		50点

2 評価項目の採点基準

加点審査は、上記に示す審査項目ごとに行い、次に示す5段階評価により得点を付与する。

評価	判断基準	点数化方法
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている (AとCの中間程度)	配点×0.75
C	標準的な提案である	配点×0.50
D	あまり優れているとは言いがたい (CとEの中間程度)	配点×0.25
E	要件を最低限満たしているものの、優れているとは言いがたい	配点×0.00

※「配点×掛け率」の結果(小数点以下)は、小数点第三位を切り捨て、小数点第二位まで取り扱うこととする。